

■ 介護保険料

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり、
認知症

介護予防

一般施策

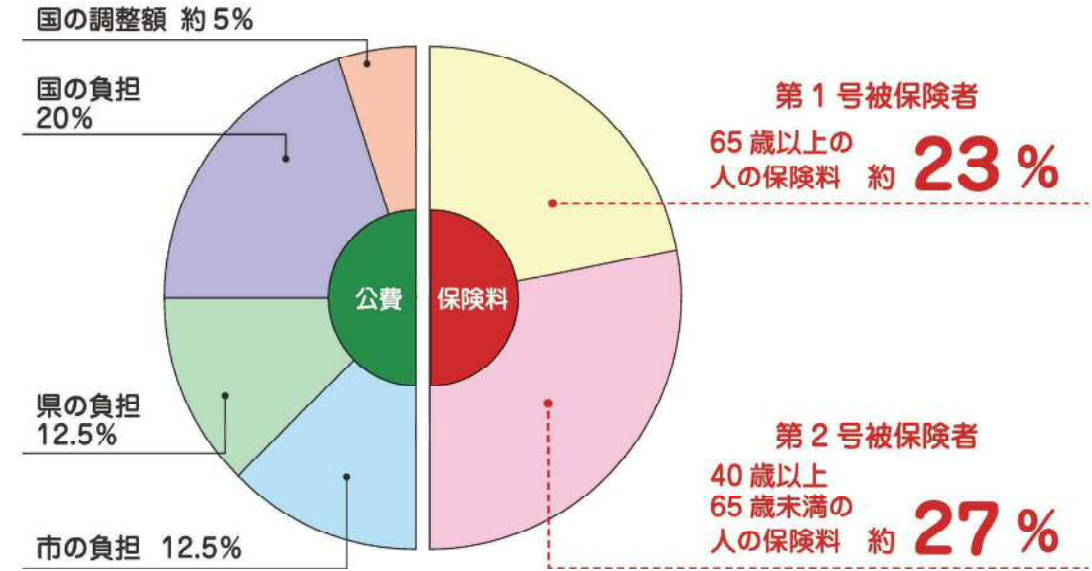
施設
サービス

苦情・相談
について

介護保険制度は、40歳以上のかたに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。
介護保険料は、みなさんが安心して介護サービスを利用するための大切な財源です。

介護保険事業の財源

介護サービス利用に係る本人負担は、サービス費用 1割～3割です。
サービス費用の9割～7割は、介護保険事業の財源で賄われています。



※施設サービス等、一部のサービスについては、国が 15%、県が 17.5%の負担割合になります。

40歳から64歳のかた(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険によって、決め方・納め方が違います。

国民健康保険に加入しているかた

世帯に属している第2号被保険者の人数や所得などによって決まります。

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて世帯主が納めます。

職場の健康保険に加入しているかた

各健康保険ごとに設定される保険料率と給与(標準報酬月額・標準賞与額)に応じて決まります。

保険料の半分は、事業主が負担し、医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて給与から差し引かれます。

65歳以上のかた(第1号被保険者)の保険料

65歳以上のかたの保険料は、各市町村ごとに算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得等に応じて決まります。平成30～令和2年度の「基準額」は、65,880円(年額)です。
 ※低所得者の負担軽減のため、市民税非課税世帯のかたに対する平成31年度からの介護保険料が変更になっています。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり、
認知症

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

基準額の算出方法

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{芦屋市で介護給付サービスにかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(約23\%)}}{\text{芦屋市の65歳以上の人数}}$$

65,880円

第1号被保険者(65歳以上のかた)の平成31～令和2年度の保険料

所得段階	対象となる人(条件)		基準額に 対する割合	年間保険料 (1ヵ月分あたりの保険料)	
第1段階	本人が市民税非課税者	世帯全員が 市民税非課税者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の合計所得金額と課税年金収入 の合計が80万円以下	0.375	24,600円 (2,050円)
第2段階			合計所得金額と課税年金収入の合計 が120万円以下	0.575	37,800円 (3,150円)
第3段階			第1段階・第2段階以外	0.725	47,760円 (3,980円)
第4段階	本人が市民税非課税者	世帯に市民税 課税者がいる	合計所得金額と課税年金収入の合計 が80万円以下	0.9	59,280円 (4,940円)
第5段階			上記以外	1	65,880円 (5,490円)
第6段階	本人が市民税課税者		合計所得金額が 120万円未満	1.1	72,360円 (6,030円)
第7段階			合計所得金額が 120万円以上200万円未満	1.25	82,320円 (6,860円)
第8段階			合計所得金額が 200万円以上300万円未満	1.5	98,760円 (8,230円)
第9段階			合計所得金額が 300万円以上400万円未満	1.505	99,120円 (8,260円)
第10段階			合計所得金額が 400万円以上600万円未満	1.75	115,200円 (9,600円)
第11段階			合計所得金額が 600万円以上800万円未満	1.87	123,120円 (10,260円)
第12段階			合計所得金額が 800万円以上1000万円未満	1.875	123,480円 (10,290円)
第13段階			合計所得金額が 1000万円以上1500万円未満	2	131,760円 (10,980円)
第14段階			合計所得金額が 1500万円以上	2.05	135,000円 (11,250円)